

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項の規定に基づいて、令和2年9月15日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を3級と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額（以下「旅客運賃減額」という。）が第1種となるよう、障害等級をより上位の等級へ変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分を取り消し、手帳の旅客運賃減額を第1種に変更するように求めている。

腰部脊柱管狭窄症の手術後、頸髄症の手術も受けましたが、神経による両手足のしびれが強くなり、通院等の外出にも介助なし

では困難な状況です（両手のしびれにより歩行機の使用もできません。）。症状・障害は以前より強くなっており、外出には介護者の同行が必要不可欠であるため、旅客運賃減額を第2種から再申請前の第1種にもどして下さい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 5月12日	諮問
令和3年 6月24日	審議（第56回第1部会）
令和3年 7月28日	審議（第57回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定

めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点がなければ、手帳の交付処分に取消、変更理由があるとはできない。

- (3) 法施行令6条1項は、法15条4項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想

される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法 17 条の 2 第 1 項の規定による市町村の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないと規定する。

そして、法施行令 7 条は、当該診査を行った市町村長は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めた場合は、その者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令 10 条 3 項は、当該通知により、知事は、障害程度に重大な変化が生じたと認めた場合は、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるかと規定している。

- (4) ところで、法施行令 10 条 1 項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法 15 条 1 項及び 3 項に規定する医師の診断書・意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則 2 条 1 項、7 条 1 項）、処分庁がこの再交付申請に対する判断を行う際にも、上記(3)に述べたところは、そのまま当てはまるものである。

このことからすると、法施行令 10 条 3 項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、〇〇市長（事務は、〇〇福祉事務所長が所管）からの法施行令 7 条による通知及び医師の診断書・意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

- (5) なお、身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（平成 31 年 2 月 15 日付障発 0

215第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。
以下「旅客運賃割引通知」という。)は、旅客運賃減額の対象となる身体障害者について、手帳の交付を受けた肢体不自由等の障害を有する者としている(同通知第1・1)。

また、第一種身体障害者に該当するものの障害等級として、肢体不自由の障害については、法施行規則別表第5号(等級表)に掲げる上肢不自由の1級、2級の1及び2級の2並びに下肢不自由の1級、2級及び3級の1を挙げ、上肢不自由、下肢不自由等の障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前述の障害等級に準ずるものも第一種身体障害者とし(同・2)、旅客運賃割引通知第1・1に掲げる障害を有する者のうち、第一種身体障害者以外の者を第二種身体障害者というとしている(同・3)

さらに、身体障害者手帳の交付を行う場合は、第一種身体障害者、第二種身体障害者の別を明記することとしている(同)。

2 本件処分についての検討

そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 上肢及び下肢の障害等級

等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件に係る上肢及び下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上肢の機能障害	下肢の機能障害
1 級	1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能を全廃したもの
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害

3 級	<ul style="list-style-type: none"> 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの 	<ul style="list-style-type: none"> 1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	<ul style="list-style-type: none"> 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 	<ul style="list-style-type: none"> 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 	<ul style="list-style-type: none"> 1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの 	<ul style="list-style-type: none"> 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの 	<ul style="list-style-type: none"> 1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について

て、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとするとしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1級	1級	18
11～17	2級	2級	11
7～10	3級	3級	7
4～6	4級	4級	4
2～3	5級	5級	2
1	6級	6級	1
		7級	0.5

そして、等級表解説において、本件障害に関するものとして、肢体不自由（上肢及び下肢の機能障害）について記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

(2) 請求人の機能障害

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「腰部脊柱管狭窄症（すべり症合併）」「頸髄症」を原因とする「左上肢の著しい障害3級（7点）」「両側下肢の軽度の障害7級（0.5点×2）」とされ（別紙1・I・①及び②）、障害程度等級についての参考意見として「上肢3級、下肢7級×2、総合3級」とされており（同・IV。その後、処分庁から本件医師に対する照会に対して、本件医師は、上肢7級、左上肢4級、両下肢6級、総合4級と回答）、左下腿及び左足並びに左前腕及び左手に感覚障害、左上肢及び左下肢に運動障害が認められ（別紙1・II・一）、両下肢の筋力テストにおいて、股関節の一部に○（筋力正常又はやや減）があるほかは△（筋力半減）又は×（筋力消失又は著減）とある（同・III）。そして、右上肢機能について、動作・活動において単独動作に一部△（半介助）とあり、握力

(右) が 10 kg とある (同・Ⅱ・一及び二)。そうすると、本件障害は、両上肢及び両下肢の機能障害として認定するのが相当である。

(3) 請求人の障害等級

以上を前提に、以下、請求人の両上肢及び両下肢の機能障害 (本件障害) の程度について検討する。

ア 右上肢の機能障害の程度

本件診断書によれば、請求人については、異常感覚及び痙性麻痺が認められるとされている (別紙 1・Ⅱ・一)。

そして、右握力は 10 kg であり (同)、動作・活動の評価では、上肢機能を使用する項目のうち右手動作項目の「〔はしで〕食事をする」が△ (半介助) とあるものの、「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」が○ (自立)、両手動作項目の「シャツを着て脱ぐ」、「ズボンをはいて脱ぐ」及び「タオルを絞る」が△ (半介助) とあるものの、「顔を洗いタオルでふく」、「背中を洗う」及び「排泄の後始末をする」は○ (自立) とされている (同・二)。また、筋力テストの評価は、全て○ (筋力正常又はやや減) であり、関節可動域は、制限は乏しいと判断できる (別紙 1・Ⅲ)。

そうすると、請求人の右上肢の機能については、軽度の障害と判断するのが妥当であることから、右上肢の機能障害の程度として、等級表のうち 7 級 (1 一上肢の機能の軽度の障害) を適用し、障害等級 7 級 (指数 0.5) と認定するのが相当である。

イ 左上肢の機能障害の程度

本件診断書によれば、請求人については、異常感覚及び痙性麻痺が認められるとされ、左前腕及び左手に感覚障害、左

上肢に運動障害の図示がある（同・Ⅱ・一）。

そして、左握力は5 kgであり（同）、動作・活動の評価では、上肢機能を使用する項目のうち左手動作項目の「〔はしで〕食事をする」、「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」が×（全介助又は不能）とあるものの、両手動作項目の「シャツを着て脱ぐ」、「ズボンをはいて脱ぐ」及び「タオルを絞る」が△（半介助）、「顔を洗いタオルでふく」、「背中を洗う」及び「排泄の後始末をする」は○（自立）とされている（同・二）。また、筋力テストの評価は、肘関節、手関節が○（筋力正常又はやや減）であるほかは、全て△（半介助）であり、関節可動域は、制限は乏しいと判断できる（別紙1・Ⅲ）。

そうすると、請求人の左上肢の機能については、一上肢全体ではなく、左手指機能の著しい障害と判断するのが妥当であることから、等級表のうち4級を適用し、障害等級4級（指数4）と認定するのが相当である。

ウ 両上肢の機能障害の程度

そうすると、請求人の両上肢の機能障害は、右上肢の機能障害の指数0.5と左手指の機能障害の指数4を合計した指数が4.5となることから、両上肢の機能障害としては障害等級4級と認定することが相当である。

エ 両下肢の機能障害の程度

本件診断書によれば、請求人については、異常感覚及び痙性麻痺が認められるとされている（同・Ⅱ・一）。

そして、本件診断書の記載によると、動作・活動の評価では、下肢機能を使用する項目のうち、「座る（正座、あぐら、横座り）」、「二階まで階段を上って下りる（手すり）」は×（全介助又は不能）、「屋外を移動する（つえ）」及び「公

共の乗物を利用する」が△（半介助）とされているものの、「寝返りをする」、「座る（足を投げ出して）」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり）」、「家の中の移動（壁）」が○（自立）とされ（同・二）、一定程度の運動性と支持性は保たれている。

また、補装具なしでは歩行能力（100m以上歩行不能）及び起立位保持（10分以上困難）とされ（同・三）、筋力テスト（MMT）では、右股関節及び左股関節の内転が○（筋力正常又はやや減）とあるほかは、△（筋力半減）から×（筋力消失又は著減）とあり（別紙1・Ⅲ）、筋力の低下が認められる。

そうすると、等級表解説によれば、両下肢の機能障害については、一下肢の機能全廃（3級）又は一下肢の機能の著しい障害（4級）と同程度の場合は、両下肢の機能障害での3級又は4級の認定はあり得るとされているところ（別紙2・第3・3・(3)・ク）、本件医師が請求人の両下肢の機能障害を6級と判定していることも踏まえ、筋力の低下、支持性、運動性等を総合的に判断して、両下肢の機能障害4級と認定することが相当である。

ウ 総合等級

請求人の障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数が合計され、両上肢機能障害4級（指数4）＋両下肢機能障害4級（指数4）＝総合等級3級（指数8）となることから、障害等級3級と認定するのが相当である。

(4) 総括

以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、上肢機能障害【右上肢機能の軽度障害】（7級）、上肢機能障害

【左手指機能の著しい障害】（４級）及び下肢機能障害【両下肢機能障害】（４級）として、障害等級３級と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は第３のことから、障害等級をより上位の等級に変更することを求めている。

しかし、処分庁は、本件診断書に記載された障害等級の判断に疑義があったため、認定審査会に審査を求め、本件医師に照会したところ、右上肢７級、左上肢４級、両下肢６級、総合４級との回答があったため、再度認定審査会に審査を求めた上で、本件処分を行ったものと認められる。また、本件処分は、上記２のとおり、上記１の法令等の規定に則り、適正になされたものと認められるから、請求人の主張をもって、本件処分を変更することはできないというほかはない。

なお、旅客運賃減額の第一種身体障害者に該当するものの障害等級は、上肢不自由の１級、２級の１及び２級の２並びに下肢不自由の１級、２級及び３級の１に該当するもの又は上肢不自由、下肢不自由等の障害を２つ以上有し、その障害の総合の程度が前述の障害等級に準ずるものとされているところ（第６・１・(5)）、請求人の障害等級はこれらに該当しないため、旅客運賃減額は、第二種身体障害者となるものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1 及び別紙2 (略)